第624号
平成27年 2015年 7月

広報やわた

発行・八幡市役所　編集・政策推進部秘書広報課

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/
〒614-8501　京都府八幡市八幡園内75　電話(075)983-1111　FAX(075)982-7988

平成27年(2015年)　6月1日現在
人口7万2848人　前月比 48人減
男:3万5589人　女:3万7259人
世帯　3万2116世帯
動き(5月分)　出生 35人　死亡 48人　転入 170人　転出 205人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

有都こども園・みやこ保育園合同田植え(内里北ノ口、6月17日)

7月のカレンダー(予定)

1	水	ふれあい福祉相談(出張相談・毎週火水木)〈八寿園〉13時30分～15時30分
2	木	こどもすくすくひろばパート22〈文化センター3階第6、7講習室〉10時30分～11時30分
3	金	
4	土	松花堂ふれあい市(11・18・25日)〈昭乗広場〉8時30分～10時30分
5	日	ノルディックウォーキング教室〈京阪「出町柳」駅集合〉9時～15時
6	月	
7	火	障がい者(児)相談(肢体・聴覚)〈川口コミュニティセンター〉13時～15時 弁護士相談(予約は6月30日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時
8	水	
9	木	女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分
10	金	
11	土	夏の交通事故防止府民運動(～8月20日)
12	日	
13	月	人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時
14	火	弁護士相談(予約は7日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時
15	水	
16	木	個別就職相談会〈市役所1階ロビー(エレベーター前)〉10時～14時 オレンジカフェ〈文化センター喫茶室〉14時～16時
17	金	行政相談〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時 オレンジカフェ〈だんだんテラス〉14時～16時
18	土	
19	日	普通救命講習会〈消防本部〉9時～12時 さつき市民プールオープン(～8月31日)9時～17時 はちまんいち～はちまんさん手づくり門前市～〈石清水八幡宮一ノ鳥居～二ノ鳥居〉10時～16時 太鼓まつり「宮入り」〈高良神社〉18時30分～
20	月	海の日 大型ごみの持ち込み〈市役所別館環境業務課〉9時～12時
21	火	弁護士相談(予約は14日～)〈生活情報センター〉13時15分～16時
22	水	
23	木	司法書士相談(予約は16日～)〈文化センター3階第2講習室〉13時30分～16時 女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分
24	金	年金相談(予約制)〈文化センター3階第1講習室〉10時～16時
25	土	
26	日	
27	月	人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時
28	火	拓本講習会(29日)〈ふるさと学習館〉9時30分～12時
29	水	
30	木	
31	金	認知症相談会(予約制)〈文化センター2階第1会議室〉14時～

今月の主な内容

市議会第2回定例会、実施計画を策定　2面
臨時福祉給付金、八幡市プレミアム商品券を販売　3面
八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会を設置、創生総合戦略のアイデア募集　4面
市職員を募集、「平和の折鶴」・戦争体験談を募集　5面
国民健康保険料等の負担を軽減、市税の納付、介護保険制度の変更　6面
保険特集(後期高齢者医療、福祉医療)　7面
保健特集(健康フェスタ2015、健康豆知識など)　8面
節電に協力を、すくすくの杜の見学・一時利用、子育てすくすく　9面
情報ひろば(市政・イベント・募集)、あなたも一言　10、11面
年金、相談、短信、生活、図書館　12、13面
保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)　14、15面
まちの話題(水防訓練、歯科指導、縄文土器作り、第17回佐藤康光杯争奪将棋大会)　16面

市議会第2回定例会

補正予算案等を提案

平成27年八幡市議会第2回定例会が6月5日に開会され、市は平成27年度一般会計補正予算案など5議案と報告2件を提出しました。

補正予算案は、平成27年度の一般会計予算に1千955万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を272億1千955万3千円としました。

主な補正予算案は、▽防災行政無線受信用の防災ラジオの受信感度実測調査に係る業務委託費150万円▽身体障害者手帳の交付を受けていない18歳未満の難聴児の補聴器購入および修理費用への助成30万円▽インターネットを通して侵入する不正アクセスを防ぐ機器の更新業務委託費1千200万円などです。

また、老朽化した男山中学校の大規模改造工事の請負契約、市道橋本南山線と接続する府道京都守口線等の改修工事と大谷川に橋を架設する工事の請負契約の締結についての議案や議場の映像音響システム機器の取得についての議案を提出しました。

◆問い合わせ　財政課

実施計画を策定しました

第4次八幡市総合計画第9次実施計画

市はこのほど、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4次八幡市総合計画第9次実施計画を策定しました。

この実施計画は、第4次八幡市総合計画後期基本計画に掲げる施策実現のための具体的事業を示す計画として、市が実施する事業の向こう3年間の取り組みを掲載し、毎年改定を行うものです。また、後期基本計画において各章ごとに設定した成果指標についても掲載しています。

第6次行財政改革実施計画

第6次行財政改革実施計画は、行財政検討審議会から答申された「第6次行財政改革の基本方針について」に基づいて、平成27年度から平成29年度までを期間として策定しました。

今回の実施計画では、①持続可能な行財政構造の確立②多様な担い手による行政サービスの提供③定員管理、給与の適正化および新たな行政課題に対応する組織体制の確立④市民サービスのさらなる向上―の4つの大項目に沿って、合計50項目で構成しています。また、できる限り数値目標や効果額を明記しています。

改革の実現に向けて、市長を本部長とする行財政対策推進本部が中心となり、取り組みを進めていきます。また、取り組みの進捗状況について、第三者機関である行財政改革検討懇談会を設置し、意見をいただき、見直しを行います。

計画書は、市役所2階の閲覧コーナー、市ホームページでご覧いただけます。

◆問い合わせ　政策推進課

どーも 市長の堀口です

人口減少が叫ばれています。

かつて本市は全国でも有数の人口急増団体となり、市制が施行されました。しかし、平成24年度に出生数が死亡数を下回って以来、人口が減少してきています。人口の減少はまちを疲弊させ、財源の確保も困難となります。

国は対策として「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。法に基づき、人口減少を克服し、まちが活性化していくような今後5カ年の「地方創生戦略」を策定してまいります。

8月発行のプレミアム商品券も地域経済を活性するための方策の一つです。3割のプレミアムは近隣で最も高い設定です。是非、ご利用ください。

戦略を策定するにあたり、効果的な各種施策を打ち出すための皆さまのアイデアをお待ちしています。ご協力よろしくお願いします。

グリーンカーテン写真コンテスト

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物が作るグリーンカーテンを写真に撮って、コンテストに応募しましょう。

応募作品は、10月31日(土)に開催する「スマート・エコ祭」会場で展示発表し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

対象　市内の一般家庭、事業所および学校等で、平成27年に生育した植物によるグリーンカーテン

募集期間　8月10日(月)～9月18日(金)当日消印有効

募集内容　グリーンカーテンの写真L判サイズからA4判サイズ、カラーで3枚以内(デジタル写真も可、1枚当たり300万画素程度)

※写真は返却できません。

応募方法　応募用紙(環境保全課等で配布、市ホームページからもダウンロード可)に住所、氏名、連絡先、コメントを記入のうえ写真を同封し、(〒614・8501　市役所)環境保全課へ持参、郵送またはメール(kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp)にてご応募ください。応募者全員に参加賞を進呈します。

◆問い合わせ　環境保全課

＊参加作品募集＊

都市計画の定期見直しに関する説明会を開催

まちの健全な発展を図るためには、秩序のあるまちとなるよう一定のルールを定めることが必要です。

市では計画的な市街化を図るため、府が決定する「市街化区域と市街化調整区域との区分」、市が決定する「用途地域」・「地区計画」等について、社会経済情勢、都市施設の整備および土地利用の動向を踏まえて、見直し原案を作成しました。

この見直し原案に関する説明会を左記のとおり開催します。

日時　7月12日(日)午前11時～正午

場所　文化センター3階会議室3

その他　関連する都市計画の変更(高度地区、特別用途地区)についてもあわせて説明します。

◆問い合わせ　都市計画課

下水道排水設備の調査作業　悪質な訪問業者に注意！

市内で個人宅を訪問し、排水設備の調査作業の営業に回る業者がいます。

☆事例

「下水道管を安価で点検します」と言って訪問し、「下水道管がつまりそうだ」「ほうっておけば多額の費用がかかる」などと不安をあおり、「今ならすぐ作業できるが、後日であればいつできるかわからない」と不必要な作業や工事をその場で契約させる。また、市役所の委託を受けているかのように訪問する場合もあります。

敷地内の排水設備(下水道管や桝)の維持管理は、各家庭でしていただくもので、市が業者に委託することはありません。

不審な訪問業者への対応

○身分証の提示を求める。

○その場ですぐに契約や支払いをしない。

○強引な場合やしつこい場合は、八幡警察署(☎981・0110)に通報する。

○契約に関するトラブルは、生活情報センター(☎983・8400)まで。

市の指定を受けていない業者の営業チラシ等に注意

下水道排水設備の新設や修繕は、市下水道排水設備指定工事業者(指定工事業者)でないとできません。

※指定工事業者は、市ホームページか下水道課で確認してください。

◆問い合わせ　下水道課

「国勢調査」をかたる不審な電話に注意！

平成27年国勢調査を名乗り、世帯構成、口座情報、年金情報等を聞き出そうとする事例が各地で発生しています。

◎国勢調査は、10月に実施されますが、調査員が電話で調査内容をおたずねすることはありません。

◎国勢調査をかたる調査まがいの問い合わせには、一切回答しないようお願いします。

◎不審な電話、問い合わせがあった場合は、ご連絡ください。

◆問い合わせ　政策推進課

■表彰

＊6月19日(金)、京都府開庁記念日記念式典で、市議会議員小北幸博さん(男山八望)が、府から市町村・地域自治功労者表彰を受けられました。

＊また、日本ルナ株式会社(上津屋西久保)と上田実さん(公益社団法人京都府産業廃棄物協会理事、男山長沢)が環境保全功労者として表彰されました。

火災・救急統計

消防本部　☎981-4119

平成27年1月～5月累計()内5月分			昨年同期累計
火災出動	7件	(0件)	6件
火災以外の出動	70件	(15件)	93件
救急出動	1501件	(288件)	1473件
搬送人員	1402人	(264人)	1381人

臨時福祉給付金

7月6日(月)から申請を受け付けます

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

給付金を受給するためには、申請が必要です。

▽支給対象　基準日（平成27年1月1日）に八幡市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の住民税（均等割）が課税されていない人

※ただし、住民税（均等割）が課税されている人の扶養親族になっている人や生活保護を受給している人は対象外です。

▽支給額　支給対象者1人につき6千円

▽申請方法　7月3日（金）（予定）に、支給対象となる可能性のある人の世帯に申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、①②いずれかの方法で申請してください。

①同封の返信用封筒で郵送②市役所1階会議室1の専用窓口に申請書と本人確認書類（運転免許証、健康保険証、介護保険証等）を持参。受付時間は、午前9時～正午、午後1時～4時。

▽申請期間　7月6日(月)～12月28日（月）必着

※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

▽支給方法　申請書の審査完了後、支給（または不支給）決定通知書を送付します。支給決定者には、10月以降に順次、原則指定の口座への振り込みにより支給します。

配偶者からの暴力を理由に八幡市に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により基準日（平成27年1月1日）時点で住民票を移すことができていない人は、申し出により基準日（平成27年1月1日）時点で住民票を移すことができていない人は、事前に福祉総務課にご連絡ください。一定の要件を満たす人は、申し出により次のような措置を受けることができます。

◎申出手続の完了後は、配偶者等が臨時福祉給付金の代理申請を行っても、申し出人の臨時福祉給付金は、支給しません。

◎住民登録を行っている市区町村ではなく、今実際にお住まいの八幡市に臨時福祉給付金の支給の申請を行うことができます。

※申し出を行った際に、既に配偶者等が代理申請を行っている場合は、上記の措置を受けることができない場合があります。

※臨時福祉給付金の申請手続きは、申し出とは別に行う必要があります。

◆問い合わせ　福祉総務課

受付窓口　市役所1階会議室1

7月1日から専用ダイヤル開設

☎983-1123（土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～4時）

子育て世帯臨時特例給付金

申請を受け付けています。申請期限は、11月30日(月)ですが、早めに手続きしてください。

※申請期限を過ぎた場合は、給付を受けることを辞退したものとみなしますのでご注意ください。

◆問い合わせ　子育て支援課

給付金制度に関する問い合わせ

・厚生労働省の相談窓口（専用ダイヤル）0570-037-192（土・日・祝日を除く午前9時～午後6時）

・厚生労働省特設ホームページ　http://www.2kyufu.jp/

～給付金を装った〝振り込め詐欺〟や〝個人情報の詐取〟にご注意ください!～

八幡市役所や厚生労働省、その他行政機関の職員等が次のようなことは絶対に行っていませんので、ご注意ください。

㋐ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

㋑給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

※八幡市役所や厚生労働省の職員等をかたった電話や訪問があったら、迷わず八幡警察署（981-0110）に連絡してください。

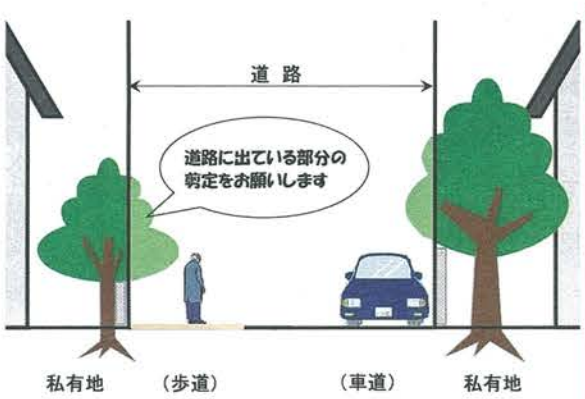

道路にはみ出した樹木の剪定について（お願い）

道路沿いの私有地から道路に樹木の枝葉がはみ出していると、人や車の通行に支障をきたし、思わぬ事故につながる恐れがあります。

道路に樹木の枝葉が張り出さないよう、土地の所有者は、樹木の剪定にご協力いただきますようお願いします。

◆問い合わせ　道路河川課

八幡市 プレミアム商品券 販売します

市では、国の経済対策を目的とした交付金や府の補助金を活用し、地域消費喚起型と生活支援型の2種類のプレミアム商品券を販売します。

大変お得な商品券ですので、ぜひお買い求めください。なお、購入後の返金、交換、売買はできません。つり銭はでません。また、有効期間を過ぎると利用できなくなりますので、ご注意ください。

生活支援型商品券　5千円分おトク!

8月3日(月)から販売開始

低所得者の生活支援のため、消費喚起型にプレミアム率をさらに上乗せした生活支援型プレミアム商品券を販売します。

販売期間・場所／購入方法

8月3日（月）～9月30日（水）（土・日・祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

市役所1階相談室2

購入申込書（販売場所に設置）に記入された内容を点検し、販売対象であることを確認したうえで販売します。

※本人確認書類（運転免許証、健康保険証、介護保険証等）を必ずご持参ください。

◆問い合わせ　福祉総務課

地域消費喚起型商品券　3千円分おトク!

8月2日(日)から販売開始

市内の消費喚起および商店・商店街の活性化を図るため、商工会と共同して、8月2日（日）から2万冊の商品券を販売します。

販売期間・場所

❶8月2日(日)～7日(金) 午前9時～午後4時
・文化センター　・商工会館
・ホームセンタームサシ京都八幡店（期間中午前9時30分～）

❷8月3日(月)～7日(金) 午前9時～午後3時
・京都銀行男山支店　・京都中央信用金庫橋本支店
・ＪＡ京都やましろ八幡市支店

※予約販売はしません。売り切れ次第終了。混雑が予想されますが、ご了承ください。

◆問い合わせ　商工観光課、商工会（☎981-0234）

■ 八幡市プレミアム商品券

種　類	販売対象	販売価格（1冊）	利用可能額（1冊）	購入可能冊数	有効期間	取扱店舗
地域消費喚起型	誰でも	1万円※2	1万3千円※3	1人5冊まで	8月2日（日）～平成28年1月31日（日）	取り扱いを希望する市内の店舗※4
生活支援型	住民税非課税世帯※1	8千円※2		1世帯1冊のみ		

※1 八幡市の住民基本台帳に登録され、平成27年度住民税（均等割）が課税されていない世帯。

※2 現金と引き換えでの販売。クレジットカード等の利用不可。

※3 商品券の内訳　千円券10枚、500円券6枚。
・全取扱店舗で利用できる小型・大型店舗共通券千円券10枚、500円券2枚（1万1千円分）
・小型店舗専用券500円券4枚（2千円分）

※4 取扱店舗については、市と商工会のホームページ等でお知らせします。

八幡市 まち・ひと・しごと創生
検討懇談会を設置

人口減少と地域経済縮小を克服していくため、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

市においても、人口の現状と将来展望を示す「人口ビジョン」と「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、市民の皆さんをはじめとして、学識経験者、産業界・労働団体・金融機関など、さまざまな分野の人たちからご意見を伺うため、5月29日に八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会を設置しました。

懇談会は、市民公募2人を含む12人の委員で構成されています。

会長に橋本行史氏（関西大学政策創造学部副学部長）、会長代理に田中朋清氏（石清水八幡宮権宮司）が選出されました。その他の委員は、次の皆さんです。（50音順、敬称略）

大須賀安彦、柏本佳宏、川勝隆、田邉豪二、丁村廸子、豊田佳子、中内道子、西村徹也、西村敏雄、政純子

懇談会は、月1回程度の開催予定となり、6月26日（金）に第2回懇談会が開催されました。第3回懇談会は、日程決定後、市ホームページに掲載します。

審議は公開されますので、傍聴を希望される場合は、会場にお越しください（先着順で受け付けます）。

◆問い合わせ　政策推進課

「創生総合戦略」のアイデア募集

「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、人口減少社会を克服するための創造的な取り組みについて、アイデアを広く募集します。

提案いただきたい取り組みの例

○八幡市に住み続けたい、八幡市へ移り住みたいと思えるまちにする取り組み
○八幡市に新たな人の流れを作る取り組み
○若い世代の希望に応じて、結婚、出産、子育てができる環境づくり
○健康で元気に幸せに生活できる、住みやすいまちをつくる取り組み　など

提出方法　様式に定めはありません。あなたの意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送　〒614・8501（市役所）政策推進課
②FAX送信　982・7988（代表）
※①②共に、ご意見たまて箱の用紙（市役所、公民館等に設置）を使用していただけます。
③市ホームページ内の「政策推進課政策係」お問い合わせフォームからの送信
④政策推進課（市役所2階）へ持参
※電話でのご意見は受け付けできませんので、ご了承願います。

募集期間　7月1日（水）～7月22日（水）必着

応募条件　提案内容は、八幡市まち・ひと・しごと創生本部および検討懇談会での検討に活用させていただきます。

提案内容に対する個別の回答はしません。提案内容によっては市ホームページ等で公開する場合があります。

提案を受けたアイデアが事業化された際に発生する一切の権利は八幡市に帰属します。

◆問い合わせ　政策推進課

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

3つのメリット

1. 行政の効率化　**手続きが正確で早くなる**　行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。
2. 国民の利便性の向上　**面倒な手続きが簡単に**　申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
3. 公平・公正な社会の実現　**給付金などの不正受給の防止**　行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは
0570-20-0178（マイナンバー）
マイナンバー　検索

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。
※外国籍でも住民票のある人は対象となります。

マイナンバーキャラクター　マイナちゃん

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！

内閣府

マイナンバー（個人番号）は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

ごみの分別にご協力ください

カン、紙パック、ペットボトル、ビン、カセットボンベおよびスプレー缶を資源物として回収し、再資源化しています。

資源物の回収場所

資源物は、お近くの資源物回収場所の専用容器にお出しください。

資源物回収場所は、常設型と設置型があります。常設型は全ての資源物をいつでも出せます。設置型は、資源物回収日カレンダーに従ってお出しください。

※お近くの回収場所や回収曜日が分からない場合は、環境業務課ごみ減量推進係までお問い合わせください。

資源物の出し方

●カン類
対　象　飲料用・食品用の空きカン
▷簡単に水洗いをする
※ペットフード用やペンキの空きカンなどは、燃やさないごみ。

●ペットボトル
対　象　飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎の入ったペットボトル
▷簡単に水洗いをする
▷キャップとラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ

●紙パック
対　象　飲料用で、内側にアルミ箔が貼られていないもの
▷簡単に水洗いをする
▷切り開いてよく乾かす
※内側がアルミ箔のものは燃やさないごみ。

●ビ　ン
対　象　飲み物・食べ物・調味料のガラスビン
▷簡単に水洗いをする
▷ふた・キャップは、はずす
▷飲食用以外（化粧品用等）は、燃やさないごみへ
※化粧品の空きビン、ガラス製調理器具などは、燃やさないごみ。

●スプレー缶　●カセットボンベ
対　象　カセット式ガスボンベ・殺虫剤などのスプレー缶など
▷中身を完全に使い切ってから穴を開けずに出してください

プラスチック製容器包装の収集日

4月から変更しています

収集は毎月第1・3・5回目の収集曜日ではありません。

2週間に1回の収集で、年間を通して、燃やさないごみと隔週（交互）収集です。家庭ごみ分別・収集日カレンダーを必ずご覧ください。

◆問い合わせ　環境業務課

平成27年度　市職員を募集します

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職　種	採用予定人数	受験資格
事務職A（一般事務）	10人	（1）昭和63年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B（社会福祉士）	1人	（1）昭和51年4月2日以降に生まれた人 （2）社会福祉士資格を有する人（取得見込みは不可）
事務職C（情報処理技術者）	1人	（1）昭和55年4月2日以降に生まれた人 （2）情報処理技術者試験（「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が認定する国家試験で平成20年度以前に実施されていた情報処理技術者試験を含む）に合格している人　※詳細は、募集要項に掲載しています。
事務職D（司書）	1人	（1）昭和63年4月2日以降に生まれた人 （2）図書館司書資格を有する人または平成28年3月31日までに取得見込みの人 （注）司書教諭（いわゆる学校図書館司書資格）は該当しません
技　師（土木）	4人	（1）昭和51年4月2日以降に生まれた人 （2）2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人
技　師（建築）	1人	（1）昭和51年4月2日以降に生まれた人 （2）2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	2人	（1）昭和51年4月2日以降に生まれた人 （2）保健師免許を有する人または平成27年度の国家試験で取得見込みの人
消防職	2人	（1）平成2年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）普通自動車運転免許（AT限定は不可）を有する人または平成28年3月31日までに取得見込みの人 （4）採用後の通勤時間（片道）が概ね1時間以内の人 （5）身体上、職務遂行に支障のない人
幼稚園教諭保育士Ⅰ	4人	（1）昭和55年4月2日以降に生まれた人 （2）幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成28年3月31日までに取得見込みの人 （注）採用職種（幼稚園教諭または保育士等）、配属施設（幼稚園、保育園またはこども園）は、採用時に決定します。
幼稚園教諭保育士Ⅱ	4人	（1）昭和45年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた人 （2）幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を取得後、5年以上幼稚園教諭または保育士として業務に従事した人（平成27年10月1日現在で5年以上従事） （注）採用職種（幼稚園教諭または保育士等）、配属施設（幼稚園、保育園またはこども園）は、採用時に決定します。
調理員（給食調理）	2人	（1）昭和45年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した人（平成27年10月1日現在で3年以上従事） （4）身体上、職務遂行に支障のない人
技術員（ごみ収集作業員）	1人	（1）平成2年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）中型自動車運転免許（8トン限定も可。AT限定は不可）を有する人または平成28年3月31日までに取得見込みの人 （4）身体上、職務遂行に支障のない人

（注）上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません

市は、平成27年度（平成28年4月1日以降採用）の八幡市職員採用試験を実施します。

市民本位で考え、温かで有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

2 採用予定日

平成28年4月1日以降

3 試験の日時および場所

区　分		日　時		場　所
第1次試験	▷事務職A・B・C・D ▷消防職 ▷調理員 ▷技術員	9月20日（日）	午前9時30分～午後1時（予定）	文化センター（八幡高畑5―3）
	▷技師（土木・建築） ▷保健師 ▷幼稚園教諭・保育士		午前9時30分～午後3時（予定）	
第2次試験	全職種	10月25日（日）	詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します	
第3次試験	全職種	11月15日（日）	詳細は第2次試験合格者に郵送で通知します	

（注）第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

4 受験申込書

職員採用試験募集要項および受験申込書は、7月1日（水）から人事課、八幡人権・交流センター、生活情報センター、公民館で配布。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・場所

7月27日（月）～8月7日（金）
市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
（土、日は除く）

※試験内容等、詳細につきましては、職員採用試験募集要項をご覧ください。

◆問い合わせ　人事課

平和の折鶴を募集

7月1日（水）～24日（金）

写真は昨年の応募作品

市とピース八幡（八幡市非核平和都市推進協議会）は、7月1日（水）から24日（金）まで、平和の願いを込めて折った「平和の折鶴」を募集します。

市内公共施設に10㌢角の大きさの折り紙と回収カゴを用意しました。折ると「届け！私たちの平和の願い」「世界中が平和でありますように」の文字が翼に出るようになっています。この折り紙以外で折られた鶴も回収カゴに入れてください。

折り鶴は、8月3日（月）まで市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日（木）、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にささげられます。

※折り紙、回収カゴ設置場所＝市役所、八幡人権・交流センター、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、市民図書館ほか

◆問い合わせ　人権啓発課（☎981・3127）

戦争体験をお聞かせ下さい

市職員がインタビューに伺います

終戦から70年が経過し、戦争体験者の高齢化が進み、戦争を知らない世代が、身近な人から当時のことを聞く機会は年々少なくなってきています。

若い世代に戦争体験を伝えていくことを目的に、戦時中の暮らしや当時の八幡市の様子などを、語っていただける人を募集します。

※作文でお寄せいただいても結構です。

体験談は文集にし、平和教育・啓発等に活用する予定です。

対象　市民または過去に八幡市に居住していた人で戦争体験のある人

募集期間　7月1日（水）～9月30日（水）

申込み方法　申込用紙（市役所、八幡・人権交流センター等市内公共施設に備え付け、市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、（〒614・8073　八幡軸63　八幡人権・交流センター内）人権啓発課へ郵送、FAXまたは直接提出。

◆問い合わせ　人権啓発課（☎981・3127、FAX983・4545）

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です（申請必要）。

▽要件　①離職時点65歳未満②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法　離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

▽手続き　雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減対象期間】

（例1）平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等

（例2）平成26年3月31日から27年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成27年度までの保険料と失業月の翌月から平成28年7月までの高額療養費負担限度額等

（例3）平成27年3月31日から28年3月30日までに失業した人…離職日翌日の属する月から平成28年度までの保険料と失業月の翌月から平成29年7月までの高額療養費負担限度額等

■ 非自発的失業者の要件となる離職者コード番号と離職理由

離職者コード番号	離職理由
11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード（表）で確認します。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの　国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間　原則として年間3カ月以内（医師の意見により最大6カ月）

▽要件　①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1・1倍以内②その他、特に必要と認めた場合

▽手続きに必要なもの　国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ　国保医療課

市税は納期内に納付を

固定資産税（第2期分）納期限は7月31日（金）です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し「京都地方税機構」に徴収権限を移管します。

※「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を行う広域連合です。

●口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

▽申し込み　7月14日(火)までに手続きすると、8月が納期の市・府民税(第2期分)から、また8月14日(金)までなら9月が納期の固定資産税（第3期分）から振替できます。軽自動車税は来年度分からとなります。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）、または納税課で行うことができます。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

◆問い合わせ　納税課

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額（120㎡まで）の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること。

▽平成28年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要する費用の合計が50万円を超えるもの。

①窓の断熱改修工事（必須）
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額（120㎡相当分まで）の3分の1を減額。

【手続き】

改修工事完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

◆問い合わせ　課税課

介護保険制度　8月からの変更

❶一定以上の所得がある人の利用者負担が2割に

65歳以上（第1号被保険者）で一定以上所得のある人が、介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります。

7月中旬から、要介護認定等を受けている人に、利用者の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。サービスを利用する際は、被保険者証とともにサービス事業者にご提示ください。

◎2割負担となる人

本人の合計所得金額が160万円以上の人。

ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、第1号被保険者2人以上の世帯で346万円未満の人は、1割負担のままです。

❷高額介護サービス費の負担限度額の引き上げ

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額が一定額を超えたときに、申請により支給される「高額介護サービス費」等の利用者負担段階区分に、現役並み所得者相当の人の区分が新設されます。負担限度額は3万7千200円から4万4千400円になります。

◎現役並み所得者相当の人

同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる人。

ただし、単身世帯で収入が383万円未満、第1号被保険者2人以上の世帯で、収入の合計が520万円未満の場合は、申請により「市町村民税課税世帯の人」と同様の負担限度額（3万7千200円）になります。

※対象となる可能性のある人には、別途「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します。

❸低所得者の食費・居住費の負担軽減の要件の追加

低所得の人が施設サービスを利用したときの食費・居住費の負担軽減要件に次の要件が追加されます。

・世帯の異なる配偶者も市民税非課税であること

・預貯金等が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下であること（ただし、負債（借入金・住宅ローン等）は預貯金等から除く）

❹特養の多床室に室料相当の負担が発生

特別養護老人ホームの多床室へ入所する人（ショートステイ利用者含む）に、室料相当を負担していただくことになります。

具体的な部屋代については、施設と入所者の契約事項ですので、各施設にお問い合わせ下さい。

なお、負担限度額認定を受けている低所得者は、負担限度額の適用により変更はありません。

◆問い合わせ　高齢介護課

介護予防のための「基本チェックリスト」は必ず返送を

6月初旬に、対象者に送付した「基本チェックリスト」は、皆さんの健康や日常生活の状態と見守りの必要とされる高齢者を把握するために行う大切な調査です。返送がまだの人には再送付しますので、7月17日（金）までに必ず返送していただきますようお願いします。　◆問い合わせ　高齢介護課

後期高齢者医療

被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証（桃色）を送付します。

保険料の決定と支払い方法

平成27年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。所得の低い人については保険料の軽減措置（表1）があります。

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または口座振替等（普通徴収）により納めていただきます。

【保険料の算定方法】

保険料（限度額57万円）＝

均等割額：（被保険者1人当たり）47,480円

＋

所得割額：｛総所得金額等－基礎控除額〈33万円〉｝×9.17%

▽普通徴収の場合は
納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または金融機関等に直接、納めてください。

▽特別徴収の場合は
4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料（仮算定）を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し直した保険料を天引きします。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や介護保険料と合わせた保険料額が1回の年金支払額の2分の1を超える人は年金天引きの対象になりません。

保険料は特別徴収が原則ですが、申請により口座振替による納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

被扶養者であった人の特例

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人は、当分の間、保険料の所得割額はかからず、均等割額も9割軽減されます。

※国保や国保組合の加入者は該当しません。

窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費（一部負担金）の割合（窓口負担）を前年の所得により判定します。

○窓口負担割合の判定（世帯単位）
住民税の課税所得が145万円未満…1割
住民税の課税所得が145万円以上…3割

○負担割合を1割に軽減
負担割合が3割の世帯でも、次のいずれかの要件に該当する場合は、申請により負担割合が1割になります。

▽軽減要件
①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が383万円未満。
②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。
③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が520万円未満。

▽申請に必要なもの　被保険者証、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等）、印かん

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が、高額療養費として支給されます。（表2）ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。該当する人には、初回のみ口座登録のための申請書を送付します。

なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人で、医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払いになり、入院時の食事代が減額されます。

※1カ月の医療費とは、月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担分。

◆問い合わせ　国保医療課

■ 均等割額の軽減

世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表1】

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない
8.5割	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、（33万円＋26万円×被保険者数）以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、（33万円＋47万円×被保険者数）以下

■ 所得割額軽減措置

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人に、所得割額が5割軽減されます。

■ 1カ月の自己負担限度額

【表2】

区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋1％（※1）［44,400円］（※2）
一般		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※1　「＋1％」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1％を加算
※2　［44,000円］は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目以降の額
※所得区分
・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
・一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
・低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
・低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得（必要経費等控除後）が0円の人

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療（満65歳～69歳）、ひとり親家庭医療、重度障害者（児）医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り（年度）として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

所得制限等で、平成26年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成26年中の所得が減少した等で、8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額（表）および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳細は、お問い合わせください。

▽申請に必要なもの　健康保険証、印かん、ひとり親家庭は戸籍謄本、重度障がい者（児）または重度心身障害老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳

■ 所得制限額

区分			扶養人数	0人	1人	2人	以降1人につき
老人医療	昭和25年8月1日以前生まれ	老人世帯（60歳以上の人のみ）	本人	1,595千円以下	1,975千円以下	2,355千円以下	380千円加算
			扶養義務者	6,287千円未満	6,536千円未満	6,749千円未満	213千円加算
		一般世帯（60歳未満の人がいる）	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年8月2日以降生まれ		世帯全員が所得税非課税				
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業			本人	3,604千円以下	3,984千円以下	4,364千円以下	380千円加算
			扶養義務者	6,287千円未満	6,536千円未満	6,749千円未満	213千円加算
ひとり親家庭医療			本人および同居の扶養義務者	2,360千円未満	2,740千円未満	3,120千円未満	380千円加算

※上記の額は、平成26年度中の所得から本人控除（障害者控除等）や社会保険料控除を差し引いた額です。

老人医療費支給制度

8月から所得制限が変更に

8月2日以降に65歳になる人（昭和25年8月2日以降生まれの人）から、老人医療費支給制度の所得制限額が変更になります。

世帯全員が所得税非課税の場合のみ、老人医療費支給制度の対象になります。

※経過措置として、昭和25年8月1日以前生まれの人は、従来の所得制限が適用されます。

満65歳から69歳で、新たに申請する人は、健康保険証と印かんを持参し、国保医療課で申請手続きをしてください。老人医療支給制度が適用されると、医療費の自己負担が軽減されます。

◆問い合わせ　国保医療課

健康フェスタ2015
10月25日(日)開催

健康づくりと生活習慣を見直すきっかけとして、今年も「健康フェスタ」を開催します。

昨年は、京都ギネスに挑戦した「玉入れ」や、「トランポリン体験」、「体力テスト」などを行いました。

今年もさまざまな企画をご用意し、みなさんのご来場をお待ちしています。※イベント内容等、詳細は、来月以降の広報やわたでお知らせします。

時　間　午前9時30分～午後3時
場　所　市民スポーツ公園・市民体育館
◆問い合わせ　高齢介護課

▶中東呼吸器症候群(MERS)について

韓国から帰国・入国された人へ

中東呼吸器症候群（MERS）コロナウイルスによって引き起こされるウイルス性の感染症です。主な症状は、発熱、咳、息切れなどで、下痢などの消化器症状を伴う場合もあります。MERSに感染しても、症状が現れない人や、軽症の人もいますが、高齢の人や糖尿病、慢性肺疾患、免疫不全などの基礎疾患のある人で重症化する傾向があります。

❶ 体温が38度以上
❷ 激しい咳が出る
❸ 呼吸が苦しい

上記の症状がある場合は、下記の疑似症患者の定義に該当しないかどうか確認し、山城北保健所にご連絡ください。

疑いあれば まず連絡を

※指示があるまでは、絶対に直接医療機関に行かないでください。

疑似症患者の定義　発熱または急性呼吸器症状（軽症の場合も含む）があり、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた人、MERSが疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室または病棟に滞在した場合を含む）していた人またはMERSが疑われる患者の気道分泌もしくは体液等の汚染物質に直接触れた人。

◆問い合わせ　山城北保健所（☎0774-21-2191）

▶高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種

接種期間　平成28年3月31日（木）まで
対　象
①平成27年度に次の年齢になる人※4月に個人通知書を発送しています。

年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日

②60歳以上65歳未満（接種日当日）で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人
※既に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）を接種した人は除きます。
費　用　2,500円（市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、接種前に健康推進課で免除申請すると無料になります。申請は平成28年3月22日（火）まで）
申込み　課税世帯（2,500円負担）の人は直接、表「市内の協力医療機関」へお問い合わせください。
※免除申請される人および表「市内の協力医療機関」以外の医療機関で接種される人は、接種前に健康推進課までお申し込みください。
持ち物　健康保険証や各種受給者証など本人確認できるもの、個人通知書、対象②の人は身体障害者手帳

高齢者肺炎球菌任意接種費用の一部助成

4月20日（月）～平成28年3月31日（木）に任意で接種される費用の一部を助成します。
対　象　接種日当日に65歳以上の市民（健康保険を適用して接種する人は除く）
助成額　4,000円（助成は1人1回）

【予防接種の受け方】
①市内の協力医療機関で接種の場合
予約の有無を確認後、健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるものを持参してください。
接種費用は各医療機関で異なります。助成を超えた額は、直接医療機関にお支払いください。
②市内の協力医療機関以外で接種の場合
全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください（申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます）。医療機関発行の領収書（接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印のあるもの）、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。
◆問い合わせ　健康推進課

市内の協力医療機関（高齢者肺炎球菌ワクチン）

医療機関名	住所	電話番号	予約
あさか内科医院	男山泉	468-3712	要
いばら木整形外科医院	八幡三本橋	983-5656	不要
入江医院	男山長沢	983-1718	要
男山病院	男山泉	983-0001	要
大塚産婦人科医院	男山長沢	982-1866	要
大森医院	橋本栗ケ谷	971-0033	不要
小川医院	男山泉	963-5790	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	要
小糸医院	男山金振	983-5110	要
下野医院	八幡平谷	981-0030	要
立本内科小児科医院	橋本小金川	981-8818	要
となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	要
中村診療所	八幡山柴	981-0510	要
にのゆ耳鼻咽喉科医院	八幡三本橋	981-8878	要
みぎはし医院	男山竹園	981-0282	要
道澤内科医院	男山美桜	983-2315	要
みよし内科・消化器科	八幡柿ケ谷	981-6860	要
やすだこどもクリニック	欽明台西	971-1102	要
山下医院	橋本向山	982-2310	不要
八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	不要
渡部医院	男山八望	982-2525	要
みのやま病院	欽明台北	983-1201	要

熱中症・体調管理に注意！

7月に入ると30℃を超える「真夏日」が多くなります。

ラジオ体操やウォーキングなど外で運動をしたり、出掛ける時は、「直射日光を避ける」「帽子をかぶる・日傘を差す」「水分補給をこまめにおこなう」など、熱中症にならないように注意しましょう。

また、体調を崩しやすい季節でもありますので、日頃から栄養バランスのよい食事と十分な睡眠をとるなど、体調管理に気を付けましょう。

熱中症対策、体調管理をしっかりおこなって、夏も健康に過ごしましょう。

◆問い合わせ　健康推進課

知って得する!!
今日から役立つ!!
健康豆知識

屋外でラジオ体操に取り組もう!!

ラジオ体操は、体をまんべんなく動かすことができ、負荷も少なく、だれにでもできる手軽な運動です。継続することで、じわじわと体に作用し、体全体の血流がよくなり、筋肉に弾力性ができ、身体の状況が改善されると考えられています。屋内で行うこともできますが、屋外で行うことでより多くの効果が期待できます。

屋外で行う効果

●セロトニンの活性化
日に当たると、心と体のバランスをコントロールする役割を持つ神経伝達物質「セロトニン」の分泌量が増え、体内リズムが規則正しくなり、体調も整います。

●骨が丈夫に
1日数分間紫外線を受けるだけで、骨や歯の形成に必要なビタミンDが体内で生成され、カルシウムの吸収を助けるだけでなく、骨の新陳代謝を高めます。

●記憶力の維持
最近の研究では、ビタミンDによる認知機能障害のリスクが半減するとの報告があり、認知症予防への効果も期待されています。

また、家から一歩出て、外で取り組むことで、地域の人々との交流のきっかけにもなります。市では、市内の企業や団体などにラジオ体操のCD配布を行いますので、この機会に取り組みを始められてはいかがですか。

注意点

これから本格的な夏を迎えます。熱中症などにならないように活動時間等に十分配慮し、朝や夕方の比較的涼しい時間帯を選んで実施するようにしてください。

＊

◆問い合わせ　高齢介護課

▶ラジオ体操のCD配布について

健康づくり推進のため幅広い世代で取り組めるラジオ体操の普及を目指し、CDを配布します。
※申込者は11月頃に予定しているアンケートにご協力をお願いします。
申込期間　7月1日（水）～7月31日（金）
対　象　ラジオ体操を実施する市内の企業や市民団体等
配布枚数　70枚（先着順。1企業・団体につき1枚）
費　用　無料
申込み　申込用紙に必要事項を記入し、高齢介護課へ郵送、FAX（972-2520）または直接窓口へ（申込用紙は高齢介護課または市ホームページで入手可）
◆問い合わせ　高齢介護課

子ども・子育て支援センターすくすくの杜

見学と一時利用が7月から始まります

子ども・子育て支援センターすくすくの杜では、市内外にお住まいの皆さんの見学や、市民が同伴する市外の子どもの一時利用を7月から始めます。希望される人は、利用・見学する月の前月1日から申し込みを受け付けていますので、同センターにお電話ください。

また、市民の皆さんが立ち寄れる冷水器を設置した「ほっとスポット」も設けていますので、ぜひご利用ください。

▽**日時**　月曜～金曜日の午後1時30分～4時

▽**対象**　一時利用は市民が同伴する0～2歳児※見学者に制限はありません。

▽**人数**　一時利用と見学を合わせて1日10組

※当日に申請書とアンケートの記入をお願いします。

※詳しくは、同センターにお問い合わせください。

◆申し込み・問い合わせ　子ども・子育て支援センターすくすくの杜（☎972-1085）

節電ご協力ください

7月1日(水)～9月30日(水)
平日午前9時～午後8時
（8月13日（木）と14日（金）を除く）

特に午後1時から午後4時までの重点的な節電をお願いします。

「28度」に

日常的な節電の事例

- エアコンの温度設定を28度に
- すだれなどで日差しを和らげる
- 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使う
- 不要な照明を消す
- 冷蔵庫の温度設定は「中」に設定し、扉を開ける時間や詰め込みを減らす
- テレビは、省エネモードにし、画面の輝度を下げ、不要時は消す

※エアコン等を停止して節電する場合は、こまめな水分補給に努めるなど、熱中症に十分気を付けて、無理のない範囲での取り組みをお願いします。

◆問い合わせ　環境保全課

健康づくり事業一覧表を作成しました

平成27年度に市で実施予定の健康づくりに関する教室、講座、イベントなどの事業をまとめた一覧表を作成しました。

公民館等市内18カ所の施設に設置している健康コーナーおよび市ホームページで閲覧できますので、皆さんの健康づくりにお役立てください。

◆問い合わせ　高齢介護課

子育てすくすく 7月

●子育て支援センターあいあいポケット（男山指月3－11　指月児童センター内／☎983-8747）

●第二子育て支援センターそよかぜ（八幡三反長10　南ケ丘第二保育園内／☎981-5009）

●子ども・子育て支援センターすくすくの杜（欽明台東2－1／☎972-1085）

【子育て相談】

子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午、午後1時～4時

【発達相談】

臨床心理士が子どもの発達についての相談に応じます。（予約制）

▶受付＝月曜～金曜日の午前9時～正午、午後1時～4時（祝日を除く）

▶相談日＝月曜～金曜日（全支援センター）

【常時開設】

市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭（子ども・子育て支援センターすくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ）を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日＝月曜～金曜日（全支援センター）および土曜日（子ども・子育て支援センターすくすくの杜のみ、子育て支援センターあいあいポケットは第2土曜日のみ）

▶利用時間＝午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日＝祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※山城中部に特別警報、暴風警報が発令されている場合は休館となります。

【サロン】　子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は、午前10時～11時15分。

＜ひよこサロン＞

▶28日（火）子育て支援センター

対　象　妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子

＜あいあいサロン＞

▶14日（火）子育て支援センター

対　象　妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

＜そよかぜサロン＞

▶21日(火)第二子育て支援センター

対　象　妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

※重複参加可能です。

【あそびの広場】　妊婦さんと1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。

▶8日（水）橋本児童センター▶10日（金）竹園児童センター

【赤ちゃんの広場】　妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください。(保育園からは1カ所選んで参加してください。それ以外の場所は重複参加可能です)

▶1日（水）橋本児童センター、みその保育園、みやこ保育園、わかたけ保育園▶2日（木）南ケ丘第二保育園▶3日（金）竹園児童センター▶8日（水）くすのき保育園▶14日（火）南ケ丘保育園

【お話の出前】　就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。

▶16日（木）午前10時～11時15分、市民交流センター

【双子（多胎児）交流会】　双子以上のお子さんがいる人または妊娠中の人が対象。親子で自由に遊び、交流をしましょう。子育て相談もできます。

▶24日（金）午前10時～11時15分、子育て支援センター

【子育て講座】

①「気をつけよう　夏にかかりやすい病気」▶9日(木)午前10時～11時30分、子ども・子育て支援センター

対　象　おおむね1歳半から就学前までの親子

申込み　6月15日（月）から子ども・子育て支援センターへ

②「地球レンジャーと考えよう・未来のために」▶31日(金)午前10時30分～11時30分、子育て支援センター

※申込不要。直接、センターへお越しください。

●保育園の開放日

※育児相談もしています。

※時間は午前10時～11時30分（☆は午前10時～11時）。

※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ケ丘保育園（☎981-3125）…▶3日(金)七夕飾りを作ろう▶22日(水)園庭開放

南ケ丘第二保育園（☎982-3330）…▶9日（木）水遊びをしよう▶23日（木）園庭開放

みその保育園（☎981-8101）…▶6日(月)七夕飾りを作ろう▶27日(月)園庭開放

みやこ保育園（☎981-2511）…▶22日(水)色水遊びをしよう▶27日(月)園庭開放

わかたけ保育園（☎983-1313）…▶3日（金）七夕飾りを作ろう▶7日（火）園庭開放

八幡保育園（☎981-7491）…▶1日（水）泥んこ大会▶22日（水）プール遊び

山鳩保育園（☎981-0982）…▶15日（水）水遊び

男山保育園（☎982-0701）…▶10日（金）絵本で子育て▶22日（水）砂遊び（水をつかおう）

ぶどうの木保育園（☎982-9013）…▶☆毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

くすのき保育園（☎983-1200）…▶15日（水）ジャムつくり・水遊び

山鳩第二保育園（☎981-0700）…▶10日（金）園庭開放▶15日（水）水遊び

●幼稚園の開放日

※時間は午前10時～11時30分（▲は午前9時30分～11時、△は午前10時30分～正午）。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園（☎981-0180）…▶14日（火）園庭開放▶▲22日（水）水遊びをしよう

八幡第二幼稚園（☎981-6950）…▶8日（水）夏祭り▶22日（水）水遊びをしよう

八幡第三幼稚園（☎982-8566）…▶▲21日（火）・▲23日（木）水遊びをしよう

八幡第四幼稚園（☎982-2447）…▶1日（水）サマー親子ランド▶23日（木）園庭開放

橋本幼稚園（☎982-0607）…▶1日(水)七夕飾りをつくろう▶13日(月)園庭開放

なるみ幼稚園（☎982-3368）…▶△1日（水）「なるみにおいでよ！ともだちつくろう！」

●こども園の開放日

有都こども園（☎981-0873）…▶14日（火）園開放（水遊びをしよう）※時間は午前10時30分～正午※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後にちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にぴよぴよらんど(祝日を除く)（各5組予約制）

▶月曜～金曜日の午前・午後に育児相談（各1組予約制）

※時間はいずれも午前は10時～11時30分、午後は1時30分～4時。

【赤ちゃんの広場】

▶10日（金）午前10時30分～11時45分

認定こども園歩学園幼稚園（☎971-5687）…▶3日(金)・10日（金）園庭開放・園見学会※時間は午前10時～正午。事前に申し込みが必要です。

淀川三川ふれあい交流「納涼七夕まつり」8月7日(金)～9日(日)午後4時～8時

開催期間中、園路に笹飾りを並べ、願い事記載所を設置します。また、Eボートも運航（有料）。

■8日（土）イベント開催

▶リスボン上田さん（ジャグリング日本チャンピオン）によるパフォーマンス▶市民参加によるパフォーマンス披露▶模擬店、バルーン遊具、三川合流域周辺自治体PRブースなど▶ふれあいフリーマーケット

会　場　淀川河川公園背割堤地区

▶ステージパフォーマンス披露者募集

開催日時　8月8日（土）午後4時～8時
募集演目　軽音楽演奏、アクロバット、漫才、手品、大道芸など。※公序良俗に反する内容はお断りします。
募集条件　①割当て時間は1グループ40分まで（準備・撤収時間含む）②出演時間帯は主催者側で決定③音響調整機器・CD演奏機器・資機材などが必要な場合は出演者が用意・運搬・セッティング実施※電気使用時は要相談。
応募方法　7月24日(金)必着で、応募用紙（市ホームページから入手可）をまちづくり推進課にFAX（982-7988）、Eメール(machizukuri@mb.city.yawata.kyoto.jp）または直接窓口へ

▶ふれあいフリーマーケット出店者を募集

開催日時　8月8日（土）午後3時～8時
出店料　1,000円
区画面積　3.6m×2.7m※テント有。
応募方法　7月24日(金)までに、往復ハガキに住所、氏名、電話番号、出店物を記入し、まちづくり推進課へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ　詳細は、まちづくり推進課へ

▶太鼓まつり

八幡に盛夏の到来を告げる「太鼓まつり」の季節がやってきました。19日（日）は、町内の屋形太鼓4基と子どもみこしが高良神社前に集結し、「宮入り」を披露します。各区の町衆約100人が「ヨッサー、ヨッサー」の威勢の良い掛け声とともに、参道を勇壮に練り歩く姿は迫力満点です。

また、高良神社周辺には夜店も出て、夏祭りの風情たっぷりです。ご家族そろってお越しください。

日　時　7月19日（日）午後6時30分～9時
場　所　高良神社前
問合せ　商工観光課

▶総合相談支援センターguide創立記念講演会

日　時　7月11日（土）午後1時30分～4時※参加費無料。
場　所　文化センター3階第3会議室
対　象　障がい福祉関係者・関心のある人
定　員　100人（先着順。定員になり次第締切）
内　容　「相談支援が本当に大切にしなければいけないこと“サービス量をふやすことが解決になるのか”」
講　師　谷口　明広さん（愛知淑徳大学福祉貢献学部社会福祉専攻教授）
申込み・問合せ　7月10日（金）までに電話、FAXで総合相談支援センターguide（☎925-9702、FAX925-9703）へ

▶コミュニティバスやわた迂回運行のお知らせ

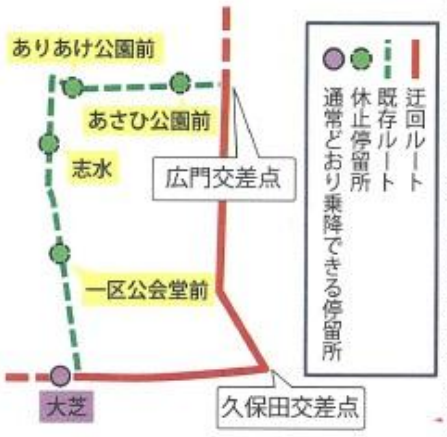

「太鼓まつり」みこし巡行に合わせ、安全のため、コミュニティバスやわたの路線を一部迂回運行します。「あさひ公園前」～「一区公会堂前」の停留所は休止となり、ご迷惑おかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

日　時　7月18日（土）、19日（日）午後3時～終日
問合せ　管理・交通課、京阪バス（株）男山営業所（☎982-7721）

▶拓本講習会

道標や瓦に刻まれた文字・文様を複写し、八幡の歴史を学びましょう。

日　時　7月28日（火）、29日（水）（全2回）午前9時30分～正午
場　所　ふるさと学習館
対　象　市内在住、在勤者
定　員　20人(定員になり次第締切)
参加費　500円（2回分の材料代）
持ち物　軍手、日本手ぬぐい、タオル
申込み・問合せ　7月27日（月）までにふるさと学習館（☎972-2580）に電話か直接窓口へ

やめよう迷惑駐車

駐車違反や放置自転車は、交通渋滞や交通事故の原因となるだけでなく、緊急車両等の活動の妨げにもなります。みんなで迷惑駐車をなくしましょう。

◆八幡市交通安全対策協議会・八幡警察署

市民ギャラリー

【俳句】
麦の穂の　空の碧さに　染まりけり　河田　兼市（八幡北浦）
揚羽蝶　大きく揺らぎ　空へ消ゆ　濱口　峻（西山足立）
ペリリューに　祈る項や　風光る　吉川　せい子（八幡長田）
大瑠璃や　幣の古びし　一本杉　匿名希望

【短歌】
清らけく　八幡杜の　蟬しぐれ
夢たたえむや　慈愛見ゆゆる　匿名希望

【写真】
「欽明あじさい公園にて」
匿名希望

※みなさんの作品で、広報やわたの紙面を飾ってみませんか。応募作品の一部を、このコーナーで紹介します。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など（写真、イラストに関しては、100字程度で説明を添えてください）。1人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8501市役所秘書広報課「作品」係へ送ってください。

あなたも一言

七夕を前に、短冊に込めていただいたメッセージを掲載しています。

男山吉井
西塔（さいとう）　雷大（かんた）さん

東京の武道館で開催される剣道の全国大会でベスト16に入れますように

3歳の頃から京都尚武館で剣道を始め、団体戦で全国大会に初めて出場します。当日は自分から攻めて、ベスト16に入りたいです。

橋本東浄土ヶ原
辻（つじ）　敬子（けいこ）さん
芙羽良（ふうら）ちゃん

元気で優しく明るい女の子に育ってね。

芙羽良は姉2人にもかわいがられ、また、いじられても動じず、たくましいです。元気が一番!!優しく、明るく育って欲しいです。（母）

橋本糸ヶ上
花田（はなだ）　友佳（ゆか）さん
悠晴（ゆうせい）くん

健やかに　のびやかに

10カ月で11kgと大きめの悠晴。かんしゃくを起こして自己主張する姿も、全てがかわいく思います。健やかにのびやかに大きくなってね。（母）

▶メッセージの掲載希望者募集

8月号への掲載を希望される人は7月1日（水）～7月20日（月・祝）（電話・窓口受付は土日祝を除く）に秘書広報課へ。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111（代）へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶普通救命講習会

日　時　7月19日（日）午前9時～正午
場　所　消防本部
対　象　16歳以上の市民および市内在勤・在学の人
定　員　30人
内　容　心肺蘇生法（人工呼吸、胸骨圧迫）、AED（自動体外式除細動器）の取り扱い
講　師　救急救命士および消防職員
参加費　無料
その他　テキストは当日配布します。筆記用具を持参し、実技に適した服装で参加してください。修了後、普通救命講習修了証を交付します。
申込み・問合せ　7月18日（土）までに電話で消防本部警備課救急係（☎981-1849）へ

▶専門医による認知症相談会を実施します

本人や家族等からの、物忘れ、認知症他、心の悩みに専門の医師が相談をお受けします。
日　時　7月31日（金）午後2時～
場　所　文化センター2階第1会議室
対　象　65歳以上の市民またはその家族、関係機関
定　員　2組（予約制。相談時間は1組30分）
申込み・問合せ　7月29日（水）までに電話で高齢介護課へ。

▶在宅介護者に慰労金を支給します

市では、重度の要介護者を在宅で介護している家族の人に慰労金10万円（年1回）を支給しています。
対象者は在宅で常時、直接介護している3親等内の親族で、次の要件をすべて満たす人です（介護者、要介護者がともに市内在住者）。
①要介護4以上の認定を受けた人を介護保険のサービスを継続して1年間利用せずに在宅で介護している人（入院期間や年間7日以下のショートステイの利用、住宅改修費の支給および特定福祉用具の購入を除く）
②要介護者が市民税非課税で、介護者ともに介護保険料の滞納がない人
申込み・問合せ　高齢介護課

▶オレンジカフェ

認知症の人とそのご家族が集う場です。カフェでは包括支援センターの職員が認知症に関する悩みや介護者の相談に応じます。

【文化センター喫茶室】
日　時　7月16日（木）　毎月第3木曜日、午後2時～午後4時※要申込。
対　象　初期・軽度の認知症高齢者で、介護保険サービス等の利用のない人やその家族
費　用　各回1人200円

【男山中央センター商店街　だんだんテラス】
日　時　7月17日（金）　毎月第3金曜日、午後2時～午後4時※参加費無料。申込不要。
対　象　認知症予防に関心のある高齢者、初期・軽度の認知症高齢者やその家族
申込み・問合せ　高齢介護課

▶有都交流センターの工事のお知らせ

11月末まで、有都交流センターにて、バリアフリー、老朽改修などの工事を行っています。工事期間中は、都児童センター内で業務を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。
問合せ　人権啓発課（☎981-3127）

▶敬老のつどいを開催

地域単位で「敬老のつどい」を開催します。各地域での開催日程等については、7月上旬に全戸配布する「敬老のつどいのお知らせ（申込ハガキつき）」をご覧ください。
なお「敬老のつどい」に出席する人は、7月31日（金）までに、必ず申込ハガキを送ってください。
問合せ　高齢介護課

▶介護用おむつ等を支給します

要介護3以上の認定を受け、在宅で生活する要介護者が使用する紙おむつなどの介護用品を介護者に支給します。対象者は、次の要件をすべて満たす人に限ります。
①基準日（毎月1日）現在、要介護3以上の認定を受けた人を介護している人
②要介護者、介護者ともに市内在住で、市民税非課税世帯の人
給付内容　指定業者で介護用品と交換ができる毎月5,000円分の給付券を交付します（申請月から交付）。
申込み・問合せ　高齢介護課

イベント

▶能「心・体・脳・美」講座

「能」についての講演から、心と脳の活性化と体・美を意識し、姿勢を整え、すり足等の動きを体験する。
日　時　8月24日（月）午後2時～4時※参加費無料。
場　所　文化センター3階　和室
対　象　市内在住の人
定　員　40人
講　師　河本　稚和子さん（観世流、緑幸会）
持ち物　足袋
申込み・問合せ　8月10日（月）までに八幡市女性会会長＝田野（☎983-0485）、体育部長＝山本（☎981-7099）へ

夏の交通事故防止府民運動

7月11日（土）～8月20日（木）

スローガン

「待つゆとり　笑顔で過ごす　古都の夏」

スタート式
日　時　7月21日（火）午前11時30分～正午※雨天中止。
場　所　八幡警察署
内　容　男山中学校吹奏楽部による演奏、八幡保育園園児による「交通安全宣言」、白バイ・パトカー・消防指揮車両等による啓発活動など
問合せ　八幡警察署交通課（☎981-0110）

▶さつき市民プールオープン

期　間　7月19日（日）～8月31日（月）
※8月3日（月）～7日（金）は無料開放!!
時　間　午前9時～午後5時（入場は午後4時まで）
利用料

区分	3歳以上15歳未満	15歳以上18歳未満	18歳以上
料金	100円	200円	300円

※3歳未満、身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、またはその介護者、市内在住で遊泳せずに就学前の幼児に付き添う人（幼児1人につき1人。免許証などを持参ください）は利用料免除。
問合せ　まちづくり推進課、市民体育館（☎981-6111）

▶第8回道しるべ講演会

日　時　8月2日（日）午後1時30分～4時30分※参加費無料。申込不要。
場　所　文化センター3階第3会議室
定　員　80人
内　容　①血液内科医の仕事～貧血から白血病～②遺言書は相続の最強の決め手です！
講　師　①上田　里美さん（枚方公済病院血液内科医長）②難波　雄太郎さん（弁護士）
問合せ　NPO法人道しるべ＝山田（携帯090-5465-2150）

募集

▶第43回八幡市民文化祭舞台発表出演団体募集

開催日時　10月31日（土）、11月1日（日）午前10時～午後4時
場　所　文化センター大ホール
参加資格　▶市内在住・在勤・在学者で、出演者の過半数が市内在住者であること。▶1団体5人以上で、活動拠点が市内にあること。▶団体代表者は実行委員会に出席できること。
出演種目　歌謡、日本舞踊、民舞、ダンス、バレエ、コーラス、謡曲、詩吟、民謡、三曲、大正琴、オカリナ、和太鼓など
申込み　社会教育課、生涯学習センター、文化センター、各公民館・コミュニティセンター、市民交流センターにある申込用紙に記入し、7月31日（金）、8月1日（土）の午後1時～3時（厳守）に市民交流センターへ持参。
問合せ　文化協会（☎983-9202　火・木・金の午前9時～午後4時）

▶点訳奉仕員養成講座の受講生募集

日　時　8月～11月の第2・第4土曜日（全8回）午後1時30分～3時30分
場　所　八幡市民図書館3階会議室
参加費　無料
受講資格　市内在住・在勤・在学の人
申込み・問合せ　住所、氏名、電話番号を7月24日（金）までに障がい福祉課へ

生活情報センターだより

年金情報流出に関連した不審電話に注意！

日本年金機構における個人情報の流出に乗じ、日本年金機構や消費生活センターの職員等をかたった不審電話が、全国で相次いで発生しています。

今回の件に関し、日本年金機構や消費生活センター、市役所から電話やメールでご連絡をしたり、金銭等を求めることは絶対にありませんのでご注意ください。

不審な電話やメールなどがあった場合には、日本年金機構の専用相談窓口や生活情報センターにご連絡・ご相談ください。

★日本年金機構では、今回の問題を受けて専用の相談窓口を開設しています。

日本年金機構相談窓口
☎0120－818211

問合せ　生活情報センター（☎983-8400）

▶ひとり親家庭いきいきふれあい事業

綴喜連合母子会の行事です。親子の絆を強め、会員同士の親睦をはかります。

日　時　7月26日（日）午前8時～午後6時
場　所　信楽陶苑たぬき村など
対　象　母子・父子家庭世帯
定　員　20人（応募多数の場合は抽選）
参加費　大人（会員）2,500円、（非会員）3,000円、高校生1,000円、3歳～中学生500円
申込み・問合せ　7月10日（金）までに子育て支援課にある参加申込書に参加費を添えて一路会会長＝梁間（☎981-5761）へ

▶ひとり親家庭いきいきふれあい事業（キャンプ）

海水浴やレクリエーション、父親交流会などを行います。

日　程　8月8日（土）～9日（日）
場　所　京都府立丹後　海と星の見える丘公園（京都府宮津市字里波見）
対　象　府内（京都市を除く）に在住する父子家庭の父と子（18歳未満）
定　員　30組程度
参加費　大人1人2,000円、子ども1人1,000円
申込み　7月17日（金）までに地域担当の民生児童委員へ
問合せ　福祉総務課

＜寄附＞
6月3日、市の福祉行政に役立ててほしいと、八幡市建設業協同組合さまから市に200,000円を寄附いただきました。ありがとうございました。

▶認知症サポーター養成講座

日　時　7月21日（火）午前10時～正午
場　所　文化センター
対　象　市内在住の60歳以上の人
参加費　無料
講　師　認知症キャラバン・メイト（八幡市社会福祉協議会）
定　員　35人（先着順）
申込み・問合せ　7月14日（火）までにシルバー人材センター（☎983-0822）へ

▶視覚障害者協会講演会

「私の生老病死について」

日　時　7月10日（金）午後1時30分～3時※参加費無料。申込不要。
場　所　生涯学習センター1階
講　師　釈　寂良（しゃく　じゃくりょう）さん（浄土真宗本願寺派　僧侶）
問合せ　社会福祉協議会（☎983-4450）

▶身体障害者協会講演会

美味しいコーヒーのいれ方教室

日　時　7月18日（土）午後1時30分～3時30分※参加費無料。
場　所　福祉会館　調理室
講　師　河野　比良夫さん（ボランティアグループあそぼう会代表）
定　員　約30人
申込み・問合せ　社会福祉協議会（☎983-4450）

▶針江生水の郷見学と箱館山ゆり園バスツアー

日　時　7月24日（金）午前9時～午後5時30分
場　所　滋賀県高島市
対　象　市内在住の人
定　員　25人
参加費　4,500円（昼食代など）
申込み・問合せ　7月15日（水）までに八幡市水と緑を守る市民の会＝大谷（☎971-1441）へ

生活

▶し尿収集日程のお知らせ

問合せ　城南衛管（☎631-5171）

7月15日（水）
科手

7月16日（木）
橋本、高坊、大谷、長町、樋ノ口、川口高原

7月17日（金）
八幡木津川以北、森垣内、名残、川口（高原を除く）、双栗、戸津（国道1号線以西）、下奈良（国道1号線以西）、二階堂、土井

7月21日（火）
山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、沓田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線

7月22日（水）
清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福禄谷、月夜田、南山、美濃山

7月1日（水）、7月23日（木）
内里、戸津（国道1号線以東）、下奈良（国道1号線以東）

7月2日（木）、7月24日（金）
上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶不用品情報

▼ゆずります
乗物▼手押し補助付き幼児用三輪車（2千円）スポーツレジャー用品▼庭用パラソル（無料）電気▼19インチ液晶テレビ（1千円）家具▼平机（1千円・無料）▼一面鏡（無料）▼座卓（無料）その他▼男山中学校体操服（5百円）▼7段飾りひな人形（無料）

△ゆずってください
乗物△大人用自転車
問合せ
生活情報センター（☎983-8400）

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで（すべて有料）

【祝日】7月20日（月・祝）午前9時～正午
※個別収集は取り扱っていません。
【平日】月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場　所　市役所別館環境業務課
問合せ　環境業務課（☎983-5340）

▶食用廃油の回収日程表

問合せ　環境業務課

7月8日（水）
上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ケ谷集会所、福禄谷114・166番地

7月10日（金）
長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ケ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに出してください。
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館（☎982-7322）
◆男山市民図書館（☎982-4123）

▶7月の図書館休館日

八幡市民図書館
3日（金）、10日（金）、17日（金）、20日（月・祝）、24日（金）、30日（木）、31日（金）

男山市民図書館
6日（月）、13日（月）、21日（火）、27日（月）、30日（木）

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】〈かがくのほん〉
『ぜんぶわかる！アサガオ』
渡邊　弘晴／著

アサガオの花には、みつがある？たねはクスリだった？　アサガオにかくされたヒミツが、きれいな写真でわかります。みんなもアサガオを見てみよう!!　小学生から。

【成人図書】
ごんたくれ　西條　奈加
モダン　原田　マハ
大坂誕生　片山　洋一
京都の隠れた御朱印ブック　西村　由美子
真田幸村と真田丸
―大坂の陣の虚像と実像―　渡邊　大門
池上彰が読む「イスラム」世界
―アラブの春の結末からハラルマーケットまで―　池上　彰

▶自動車文庫の巡回日程

・正午に大雨注意報・警報発令時は運休
・★の巡回日に市民課の証明受付業務を行います（証明書は、後日郵送）
・「欽明台東」は「子ども・子育て支援センター」に変更して巡回を再開しました。
・「有都交流センター」は改修工事のため、11月末まで「みやこ公園横」に変更して巡回します。

30分間停車します	
7月7日（火）、28日（火）	
内里（有都福祉交流センター）	14:00～
都々城地区センター	14:40～
★八幡長町・北（小沢氏宅前）	15:30～
橋本栗ケ谷（メロディハイム前）	16:20～
7月8日（水）、29日（水）	
岩田岩ノ前（石田神社御旅所）	14:10～
橋本意足（あらかし公園）	15:00～
西山足立（橋本児童センター）	15:40～
橋本西山本（橋本橋東側）	16:20～
7月14日（火）	
南ケ丘保育園	14:10～
美濃山御幸（みゆき南公園）	14:50～
ファインガーデンスクエア（西玄関）	15:30～
男山笹谷（D19棟南側）	16:20～
7月15日（水）	
橋本塩釜（島岡歯科医院前）	13:40～
南ケ丘児童センター	14:20～
八幡山田（しののめ公園）	15:00～
美濃山幸水（幸水集会所）	15:40～
子ども・子育て支援センター	16:20～
7月21日（火）	
岩田松原（魚清前）	13:10～
ケアハウスポポロ21	14:00～
★八幡長町・南（児童遊園）	14:50～
★八幡樋ノ口（今井氏宅前）	15:30～
7月1日（水）、22日（水）	
みやこ公園横	14:10～
川口（まつむし児童公園）	14:50～
有都小学校	15:30～
美濃山小学校	16:20～

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

平成27年度の免除申請の受付は7月1日（水）から開始します。承認期間は、平成27年7月から28年6月までです（年度途中からの免除希望は、随時受付します）。

○申請に必要なもの

◆年金手帳◆認印◆失業を理由に免除申請する人は、失業したことを確認できる公的機関の証明書（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

また、平成26年4月より、申請時点から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になり、未納期間を有している人はご相談ください。

障害基礎年金を受給している人へ

障害基礎年金の受給者で年金コードが「6350」「2650」の人（20歳前に障がいのある人）に、受給権者現況届・所得状況届のハガキ、または診断書が7月上旬に日本年金機構から送付されます。必ず、7月31日（金）までに市役所市民課年金係へ提出してください。

※平成27年1月2日以降に転入した人は、平成27年1月1日に住民登録していた市区町村発行の平成27年度課税証明書（前年所得、扶養人数および控除額等の記載のあるもの）を併せて提出してください。

※診断書の提出が必要となる人（診断書の送付があった人）は、7月中に医療機関を受診し、市役所市民課年金係へ提出してください。

また、この年金には、所得制限がありますので、毎年度、法令等の規定に基づく所得調査を行います。所得未申告の場合、年金の支給が停止されることがありますので、給与所得者以外の人は、毎年、所得申告（市府民税申告もしくは所得税の確定申告）をしておいてください。

＊

問合せ・申請　市民課年金係・京都南年金事務所お客様相談室（☎644-1165）

困ったときはご相談ください

市役所代表番号（☎983-1111）から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談　市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいずれも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
7月7日（火）	文化センター2階第1会議室	6月30日（火）～
7月14日（火）		7月7日（火）～
7月21日（火）	生活情報センター	7月14日（火）～
8月4日（火）	文化センター2階第1会議室	7月28日（火）～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター（☎983-8400）へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談　市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です（相談時間は1人30分）。▶7月23日（木）文化センター3階第2講習室※予約は16日（木）午前9時から電話で生活情報センター（☎983-8400）へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政相談　市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。

▶7月17日（金）文化センター2階第1会議室

◆障がい者（児）相談　障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶7月7日（火）川口コミュニティセンター。対象は肢体障がい者・聴覚障がい者

◆京都ジョブパーク個別就職相談会 ◆宇治サポステ若者個別就労相談　商工観光課

専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。京都ジョブパーク（☎682-8915）、宇治サポステ（☎0774-28-5233）▶7月16日（木）市役所1階ロビー（エレベーター前）

◆消費生活相談　生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター（☎983-8400）

◆女性相談　人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。

【女性専門相談】（要予約）

▶7月9日（木）▶23日（木）午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター（☎983-1784）へ。

【常設相談】月曜～金曜日（祝日、年末年始除く）午前10時～午後5時

◆家庭児童相談室　子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日（祝日除く）午前10時～午後5時、子育て支援課

◆母子父子家庭相談　子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日（祝日除く）午前10時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

◆児童虐待の通告について　子育て支援課

月曜～金曜日　午前8時30分～午後5時（緊急時は土日祝日、夜間の対応をします）

※府宇治児童相談所京田辺支所（☎0774-68-5520）でも対応します。

◆介護相談　高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

地域包括支援センター

やまばと（☎982-8000）（月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時30分）、梨の里（☎982-0125）（月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時）、美杉会（☎971-3576）（月曜～土曜日、午前8時30分～午後5時）

※次の在宅介護支援センターや高齢介護課でも相談できます。京都八勝館（☎982-3883）、京都ひまわり園（☎983-8111）、有智の郷（☎972-1000）、高齢介護課（月曜～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時）

◆人権相談　人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶7月13日（月）▶27日（月）八幡人権・交流センター※電話相談も受け付けます。（☎981-3127）

◆年金相談　市民課

【電話予約制】

待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶7月24日（金）午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室

予約先　京都南年金事務所お客様相談室（☎643-2620）

◆ふれあい福祉相談　ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター（☎983-2000）

【常設相談】月曜～金曜日　午前9時～午後4時　社会福祉協議会（時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます）

【出張相談】火曜～木曜日（祝日除く）午後1時30分～3時30分、八寿園

短信

▶パソコン教室

日　時　毎週月・火・水・木・金・土

◆午前コース（午前9時30分～正午）

◆午後コース（午後1時30分～4時）

※上記の曜日・時間以外も相談可。

場　所　シルバー人材センター

内　容　①パソコン操作初級～中級②表計算入門③画像処理④動画や音楽メールの作成⑤発表会資料作成⑥自治会・サークルの文書、会計簿、ちらし作成、その他レベルに応じた指導

受講料　1回2,400円（テキスト代300円別途要）

問合せ　シルバー人材センター（☎983-0822）

▶平成27年度労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新について

対　象　事業者

申告・納付場所　各受付会場、京都労働局、労働基準監督署並びに最寄りの金融機関、郵便局

申告・納付期限　7月10日（金）（土日祝除く）

※「石綿健康被害救済法」に基づく一般拠出金の申告・納付も併せて行ってください。

問合せ　京都労働局総務部労働保険徴収課（☎241-3213）

▶京都府こころの健康推進員養成講座

日　時　9月3日（木）～12月3日（木）で全7回。各日午後1時30分～

場　所　京都府精神保健福祉総合センター（京都市伏見区竹田流池町120）

対　象　次の①～③すべてに該当する人。

①京都府内（京都市除く）に住所地がある人

②講座の全課程を受講できる人

③講座終了後、京都府内（京都市除く）で活動いただける人

費　用　無料

申込み・問合せ　8月7日（金）必着で申込書を山城北保健所綴喜分室（☎0774-63-5734）へ

健康診査・がん検診を受けましょう

自己負担金はすべて無料です

▶年に一度の健康診査

費用は無料!受診期間は7月1日(水)～10月31日(土)

生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行します。年に一度の健診で、病気の芽を発見し、生活習慣の改善を図ることで、健康を守りましょう。

特定健康診査

対　象　市の国民健康保険（国保）に加入する40歳（年齢基準日：平成28年3月31日）～74歳（年齢基準日：受診日）の人（対象者には6月末に受診券（もえぎ色）＝写真＝を郵送しています）。

申込み　不要（6月1日以降に国保に加入手続きをした人は10月30日（金）までに健康推進課へお申し込みください）。

健診場所　八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町の指定医療機関

※国保以外の健康保険加入者は、加入する医療保険者にお問い合わせください。

後期高齢者健康診査

対　象　75歳以上および一定障がい認定者で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人

申込み　次の①②の人は申込不要

①昨年度後期高齢者健診を受けた人

②75歳に到達する（昭和14年8月1日～昭和15年7月31日生）人

①②以外の人は、健康推進課でお申し込みいただくか、ハガキに「後期高齢者健診申し込み」、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、10月30日（金）までに健康推進課へ郵送（当日消印有効）してください。

健診場所　八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町の指定医療機関

生活習慣病予防健診

対　象　生活保護を受けている40歳以上（年齢基準日：平成28年3月31日）の人

申込み　生活支援課で「生活保護受給証明書」の交付を受け、10月30日（金）までに健康推進課へお申し込みください。

健診場所　市内の指定医療機関

健診項目

身体診察　問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧測定

血液検査　中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、γ－GT（γ－GTP）、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、血清クレアチニン、血清アルブミン、尿酸、尿素窒素、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値

尿検査　尿糖、尿蛋白

循環器検査　心電図検査

眼底検査（前年度の特定健診の結果等において、一定基準のもと医師の判断により対象となる人のみ実施）

▶子宮がん検診

無料クーポン券交付対象外の人

実施期間　7月1日（水）～平成28年2月29日（月）

※6月末現在、申込多数のため、「市内」で受診を希望される人は9月1日（火）～の受診開始案内になります。

申込期限　平成28年1月31日（日）

場　所　京都府の指定医療機関（八幡市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科）

対　象　20歳以上の女性

内　容　問診、内診、子宮頸部細胞診

※ハガキで申し込まれる場合は、受診予定の医療機関名をご記入ください。記入のない場合は、市内用の案内を送付します。

※子宮がん検診は、2年に1回の受診となっています。

▶前立腺がん検診

実施期間　7月1日（水）～10月31日（土）

場　所　実施医療機関

対　象　55歳以上の男性（前立腺がんで治療中およびPSA値経過観察中の人は除く）

内　容　血中PSA値測定

申込み　住所、氏名、生年月日が確認できるもの、および健康保険証を持参し、直接、実施医療機関で受診。

子宮がん検診・肝炎ウイルス検診の共通申込方法

健康推進課窓口で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号を記入し、郵送（申込期間内の消印有効）してください。

※各検診対象年齢は、平成28年3月31日基準。

▶肝炎ウイルス検診

実施期間　7月1日（水）～10月31日（土）

申込期限　10月30日（金）まで（郵送の場合は10月23日（金）必着）

場　所　市内実施医療機関（下表）および京田辺市・井手町・宇治田原町の指定医療機関※市外の医療機関で受診される場合は、指定の有無を医療機関でご確認ください。

内　容　問診、血液検査（B型、C型肝炎ウイルス検査）

対　象　40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない人

※申込み受付後、受診票を送付します。

受診勧奨　国において、40歳以上で5歳刻みの年齢の人に対して受診を推奨しています。市では平成28年3月31日現在で満40歳、45歳、50歳の人に受診票などを7月上旬までに送付して受診の勧奨を行っています。該当される人は積極的に受診していただきますようお願いします。

前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診 実施医療機関

医療機関名	住　所	電話番号	予約(※)
あさか内科医院	男山泉	468-3712	要
入江医院	男山長沢	983-1718	不要
大森医院	橋本栗ケ谷	971-0033	不要
小川医院	男山泉	963-5790	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要
男山病院	男山泉	983-0001	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	不要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	要
小糸医院	男山金振	983-5110	要
下野医院	八幡平谷	981-0030	不要
立本内科・小児科医院	橋本小金川	981-8818	不要
となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	要
中村診療所	八幡山柴	981-0510	要
みぎはし医院	男山竹園	981-0282	要
道澤内科医院	男山美桜	983-2315	要
みのやま病院	欽明台北	983-1201	要
みよし内科・消化器科	八幡柿ケ谷	981-6860	要
八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	不要
山下医院	橋本向山	982-2310	不要
渡部医院	男山八望	982-2525	要

※各医療機関の予約受付時間は診察時間内。男山病院の予約受付時間は平日午前9時～午後5時。となみクリニックの予約は木曜日以外の平日。

▶市民健康相談

市民健康相談では、血液検査（貧血、LDL・HDLコレステロール、中性脂肪、HbA1c、空腹時血糖など）、血圧測定、尿検査、身体計測などを行い、保健師・医師（希望者）が相談に応じます。

対　象　15歳以上39歳まで（平成28年3月31日基準）で、職場等で健康診断を受ける機会のない人

※事前申込不要。費用無料。

正確な検査結果を得るために、健康相談を受ける5～6時間前には食事を摂らないようにしてください（水・お茶は摂取可）。

日　程	場　所	時　間
7月1日（水）	母子健康センター	午後1時30分～2時30分
7月2日（木）	男山公民館	
7月3日（金）	美濃山コミュニティセンター	

※男山公民館には駐車場はありません。

※受診人数が多い場合、お待ちいただくことがあります。ご了承下さい。

▶検診無料クーポン券付きがん検診手帳を送付

がん検診促進のため、市から「子宮頸がん・乳がん検診・大腸がん検診の無料クーポン券」と「がん検診手帳」を7月上旬までに送付します。対象は、平成27年4月20日現在、八幡市に住民票のある下表の年齢の人です。あなたの健康を守るため無料クーポン券を使って、ぜひがん検診を受けてください。

検診名	対　象	対象年齢
子宮がん検診（頸部）	平成26年4月2日～平成27年4月1日に右記の年齢になった人	20歳
乳がん検診		40歳
大腸がん検診		40・45・50・55・60歳

＊献　血＊

7月は愛の血液助け合い運動月間です

7月3日（金）市文化センター
午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

▶薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用は周囲の人から誘われて好奇心や興味本位で手を染めるケースが多くみられます。「やせられる」「気分が良くなる」などの甘い誘い文句や、覚せい剤を「エス」「スピード」などと呼んで乱用薬物とはわからないように誘われることもあります。薬物乱用に対する理解を深め、絶対に手を出さないという自覚が大切です。

問合せ　山城北保健所衛生室（☎0774-21-2912）

▶出張がん個別相談会

保健師または看護師が、がんに関わる様々な相談をお受けする出張個別相談会です。※要予約。相談無料。

日　時　7月14日（火）、8月11日（火）

各日とも、午後1時～3時30分。

場　所　山城北保健所（宇治市宇治若森7-6）

申込み・問合せ　通常相談もおこなっていますので、詳しくは京都府がん総合相談支援センター（☎0120-078-394）へ

保健 医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111（代）へ

保　健

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。
◎健康推進課で実施する事業は暴風警報が発令（午前の事業は午前7時時点、午後の事業は午前11時時点）されている場合中止となります。

▶7月の各種健康相談

▼窓口リハビリ相談（要予約）
21日（火）母子健康センター
40歳以上が対象。作業療法士または理学療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。

▼窓口健康相談（要予約）
21日（火）母子健康センター
40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

▼高齢者健康相談
9日（木）南ケ丘老人の家
23日（木）八寿園
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分～11時。
※窓口リハビリ相談・窓口健康相談は事前に健康推進課へ予約を。

休日応急診療所

☎983－3001

診療日　日曜日・祝日・年末年始
場　所　八幡園内73-3（市役所北側）
診療科目　内科・小児科、歯科
受付時間　午前11時30分～午後5時30分
診療時間　正午～

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。
●男山病院（☎983-0001）
毎週金曜日（祝日は除く）
●宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）
24時間365日
●田辺中央病院（☎0774-63-1111）
24時間365日

小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661－5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日、夜間の電話相談に応じます。
相談時間　午後7時～翌日午前8時
※土曜日は午後3時～翌日午前8時

7月の乳幼児健康診査・育児健康相談のご案内

事業名	会場	日程	受付時間	対象	8月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	22日（水）	午後1時～2時	平成27年3月11日～3月31日生	7日（金） 24日（月）
10カ月児育児健康相談※①	子育て支援センター（男山指月）	1日（水）	午前9時30分～10時30分	平成26年8月生 ※上記以外の乳幼児も希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。計測・相談に応じます（予約不要）。	
	男山公民館	2日（木）			6日（木）
	美濃山コミュニティセンター	6日（月）			3日（月）
	橋本公民館	7日（火）			4日（火）
	母子健康センター	9日（木）			5日（水）
	八幡人権・交流センター	10日（金）			7日（金）
	有都福祉交流センター				18日（火）
1歳6カ月児健康診査	母子健康センター	8日（水）	午後1時～2時	平成25年12月4日～12月24日生	21日（金）
		17日（金）		平成25年12月25日～平成26年1月18日生	
3歳児健康診査	母子健康センター	14日（火） 15日（水）	午後1時～2時	平成24年1月生	25日（火） 26日（水）

※各健診の対象者には通知しています。
※①男山公民館・子育て支援センターには駐車場がありません。
【持ち物】母子健康手帳、質問用紙
【健診内容】身体計測、内科診察（健診のみ）、育児相談、発達確認をします。
◎4カ月児健康診査は離乳食の話があります。
◎1歳6カ月児健康診査では手作りおやつの試食があります。（協力：市食生活改善推進員協議会）
◎1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は栄養相談、歯科健診（ブラッシング指導）があります。歯ブラシをお持ちください。
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。

けんこう大使
やわたん

定期予防接種のお知らせ

持ち物：母子健康手帳、予診票
（必ず持参。持っていない人は健康推進課まで連絡ください）

【集団接種】

種別	日時・場所	対象年齢・接種方法	次回の日程
BCG	7月10日（金）午後1時20分～2時20分 ＜母子健康センター＞	生後1歳に至るまでに1回 （標準的な接種期間：生後5カ月～8カ月に達するまで）	8月18日（火）

【個別接種（通年）】

予防接種名		対象年齢・標準的な接種方法等	今月の通知対象者（通知時期）
ヒブ		生後2カ月～5歳に至るまで 初回接種月齢により接種回数が異なります。	平成27年5月生 （生後1カ月の翌月初め）
小児用肺炎球菌			
三種混合不活化ポリオ（IPV）※①	1期（初回）	生後3カ月～7歳6カ月に至るまでに20日～56日の間隔で3回	
	1期（追加）	7歳6カ月に至るまでに1期初回接種（3回）終了後、1年～1年6カ月の間に1回	
四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・不活化ポリオ）	1期（初回）	生後3カ月～7歳6カ月に至るまでに20日～56日（3～8週間）までの間隔で3回	平成27年5月生 （生後1カ月の翌月初め）
	1期（追加）	7歳6カ月に至るまでに1期初回接種（3回）終了後、1年～1年6カ月の間に1回	平成26年7月生 （満1歳の誕生月初め）
二種混合（ジフテリア・破傷風）	2期	11歳以上13歳未満までに1回	平成16年6月生 （満11歳の誕生月の翌月初め）
麻しん風しん混合（MR）	1期	満1歳～2歳に至るまでに1回	平成26年7月生 （満1歳の誕生月初め）
	2期	幼稚園、保育所等の年長児に1回 【接種期間】平成28年3月31日まで	対象者には平成27年4月初めに郵送済 対象▶平成21年4月2日～22年4月1日生
水痘ワクチン		満1歳以上3歳未満で2回接種	平成26年7月生 （満1歳の誕生月初め）
日本脳炎※②（特例対象者：平成7年4月2日～平成19年4月1日生）	1期（初回）	3歳～7歳6カ月に至るまでに6日～28日の間隔で2回	平成24年6月生 （満3歳の誕生月の翌月初め）
	1期（追加）	7歳6カ月に至るまでに1期初回（2回）接種終了約1年後に1回	平成23年6月生 （満4歳の誕生月の翌月初め）
	2期	9歳～13歳未満までに1回、1期（基礎免疫）終了約5年後に接種	要申込
子宮頸がん予防ワクチン		小学6年生～高校1年生で3回 （標準的接種年齢：中学1年～高校1年生）	
		※積極的にはお勧めしていません。接種に当たってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。	

※①三種混合ワクチンの製造は終了しました。三種混合ワクチンの接種を希望される人は、健康推進課へ連絡ください。四種混合を接種する場合は、三種混合と不活化ポリオを接種する必要はありません。
※②特例対象者に当てはまる人で、1期・2期の接種が受けられなかった人は、20歳未満の間（7歳6カ月～9歳含む）に接種可能。
※市外での接種を希望する人は、事前に健康推進課へ連絡ください。

【注意事項】
◆医療機関には保険証など住所が確認できるものも持参してください。接種間隔を守って受けましょう。
各予防接種の該当年齢以外は任意の予防接種になります。感染症などにかかった場合は主治医に相談を。
◆予診票をお持ちでない人は母子手帳など接種履歴のわかるものを持参し、健康推進課まで申し込みください。

合同訓練で水防体制強化

本格的な雨期を前にした5月30日、消防団、女性防火推進隊、消防本部、市役所が合同の水防訓練を川口市民公園で行いました。

同訓練は、水防工法の基礎的技術を習得し、水防体制の強化を図ろうと、毎年実施されています。

7小隊に分かれた約150人の参加者たちは、「訓練はじめ」の号令を合図に、6小隊が水防工法訓練、女性防火推進隊による1小隊が災害炊き出し訓練に取りかかりました。

水防工法訓練では、スコップで土をすくって袋に詰め、次々と土のうを作製。その後、土のうを積み上げ、堤防から水が溢れ出すのを食い止める「積み土のう工法」など、3種類の工法を実践。参加者たちは迅速に土のうを積み上げていき、工法を完成させていました。

また、京都市消防局航空隊との連携訓練も実施され、ヘリコプターでの援助物資の搬送や、中州に人が取り残されていると想定した降下・吊り上げ救助が行われました。

水防工法に取り組む参加者たち

ヘリコプターに遭難者を吊り上げる航空隊員

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。
身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

毎日歯磨き大事だね

6月8日、わかたけ保育園で2～5歳児103人を対象とした歯科指導が行われました。

この指導は、園児たちに虫歯の予防方法や正しい歯の磨き方を学んでもらおうと、歯科衛生士の先生を講師に招いて実施されました。

はじめに、講師がバイキンマンのパネルを使い、虫歯になってしまう食生活などを説明。虫歯の予防に大事なことに「毎日、歯を磨く」「お菓子やジュースは3時のおやつまで我慢する」「食べ物の好き嫌いをしない」を挙げ、園児たちはこの3つを守ることを約束していました。

また、3～5歳児は正しい歯磨きの仕方も勉強。奥歯は歯ブラシを手のひら全体で握って前後に、歯の側面はえんぴつ持ちで左右に、小刻みに磨く園児たち。5歳児は他の歯に比べて虫歯になりやすい6歳臼歯の磨き方も教わり、歯磨きの大切さをしっかりと学んでいました。

歯を磨く園児たち

高校生が縄文土器作り

6月2日、京都八幡高校で縄文土器についての4回目の授業が行われ、社会科学、工芸科学コースの3年生40人が、縄文土器の文様付けに取り組みました。

この授業は、日本史を学ぶ生徒たちに、土器の作製を通して縄文時代の暮らしに思いをはせてもらおうと、講師に京都府立山城郷土資料館の職員を招いて行われました。

前回までの授業で生徒たちは、縄文土器の歴史などを学び、作製する土器のデザインを考え、粘土から成形を行ってきました。

今回は成形を完成させ、いよいよ文様付けに挑戦。よりひもを土器に当て、縦や横に転がして縄目を付ける生徒たち。ほかにも、貝殻や竹、ヘラなどを使い、自由にデザインを施していました。

この後、土器は約2週間乾燥させ、約800度の窯で素焼きして完成となります。

北野悠月(ゆづき)君(17)は「昔と同じ道具で文様を付けるのが難しかったです。現代にない生活も感じることができました」と縄文文化への理解を深めていました。

土器に文様を付ける生徒たち

八幡市出身プロ棋士迎え　第17回 佐藤康光杯争奪将棋大会

多面指しで子どもの指導も

八幡市出身のプロ棋士、佐藤康光九段を迎えた「第17回佐藤康光杯争奪将棋大会」が6月21日、文化センターで開催され、市内外から244人が参加しました。

この大会は、佐藤九段が平成10年に第56期名人位を獲得したことを記念し、平成11年から毎年開催されています。

開会式では、佐藤九段が「持てる力を十二分に出し切って、悔いの残らないように一局一局を指してください」と話し、参加者たちを激励。大会は段位や年齢ごとに5階級で行われ、参加者たちは日ごろの練習で培った実力を試そうと、盤上で熱い戦いを繰り広げていました。

また、佐藤九段は小学生以下の初級者12人を相手に多面指しによる指導も行い、終局を迎えた子どもには、勝負を分けた一手などを丁寧に説明していました。

佐藤九段と対局した下奈良在住で市内の将棋教室に通う後藤拓磨君(8)は「佐藤九段は強かった。アドバイスをもらってなるほどと思ったので、大会でも優勝できるように頑張りたい」と話していました。

子どもたちと対局する佐藤九段